

水質総量削減における総量規制基準の概要

1. 総量規制基準の位置付け

水質総量削減制度は、人口、産業の集中等により汚濁が著しい広域的な閉鎖性海域の水質汚濁を防止するための制度であり、その対象となっている水域（以下「指定水域」という。）及び指定水域の水質の汚濁に関係のある地域（以下「指定地域」という。）は図1のとおりである。本制度の概要は図2のとおりであり、環境大臣が指定水域ごとに、化学的酸素要求量（COD）その他の指定項目の発生源別及び都府県別の削減目標量、目標年度その他汚濁負荷量の総量の削減に関する基本的な事項を総量削減基本方針として定め、これに基づき、関係都府県知事が削減目標量を達成するための総量削減計画を定めることとされている。

総量削減計画に定められる削減目標量の達成方途として、下水道、浄化槽等の各種生活排水処理施設の整備等の生活系排水対策、指定地域内事業場（日平均排水量が $50m^3$ 以上の特定事業場）の排出水に対する総量規制基準の適用、小規模事業場、畜産業、農業等に対する削減指導等がある。指定水域に係る主な汚濁負荷は図3のとおりであり、総量規制基準による汚濁負荷量の規制は、水質総量削減制度における削減目標量を達成するための方途のひとつである。

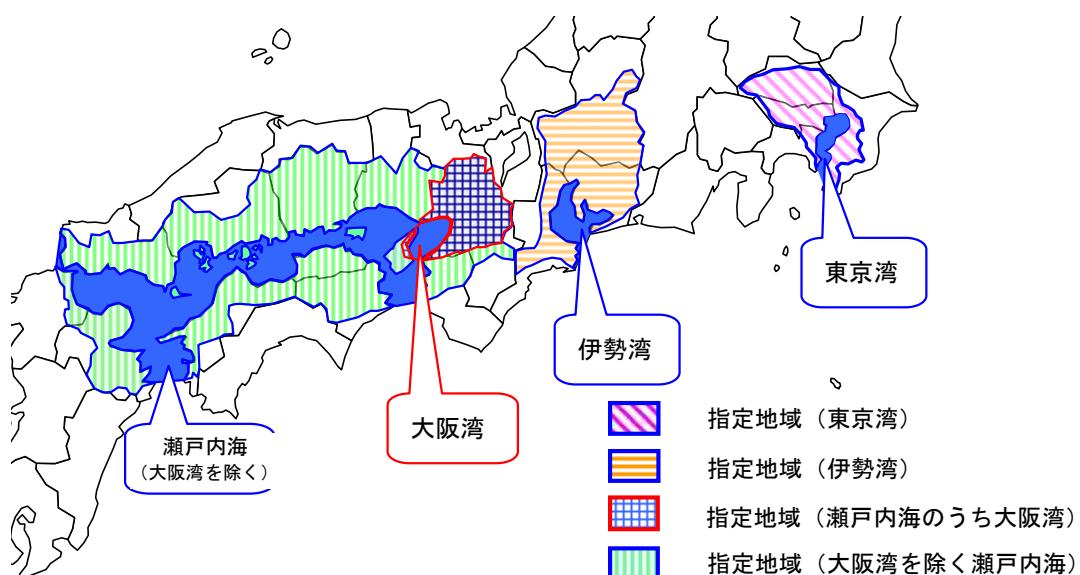
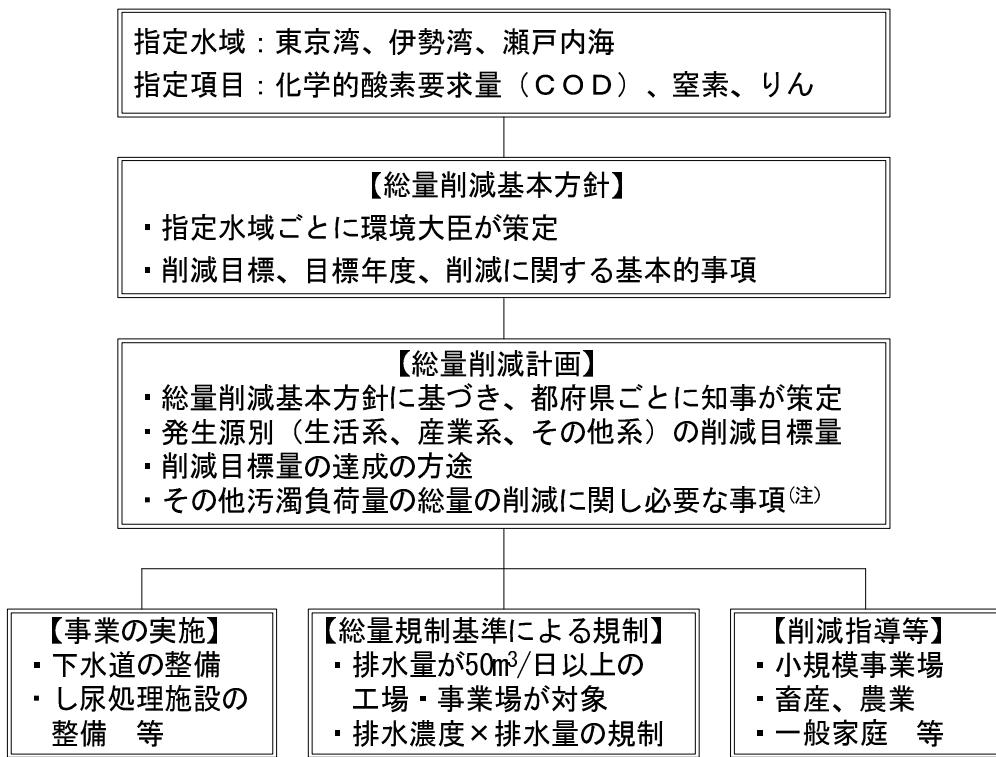


図1 指定水域及び指定地域



注) 干潟・藻場の保全・再生、底質改善対策等

図 2 水質総量削減制度の概要

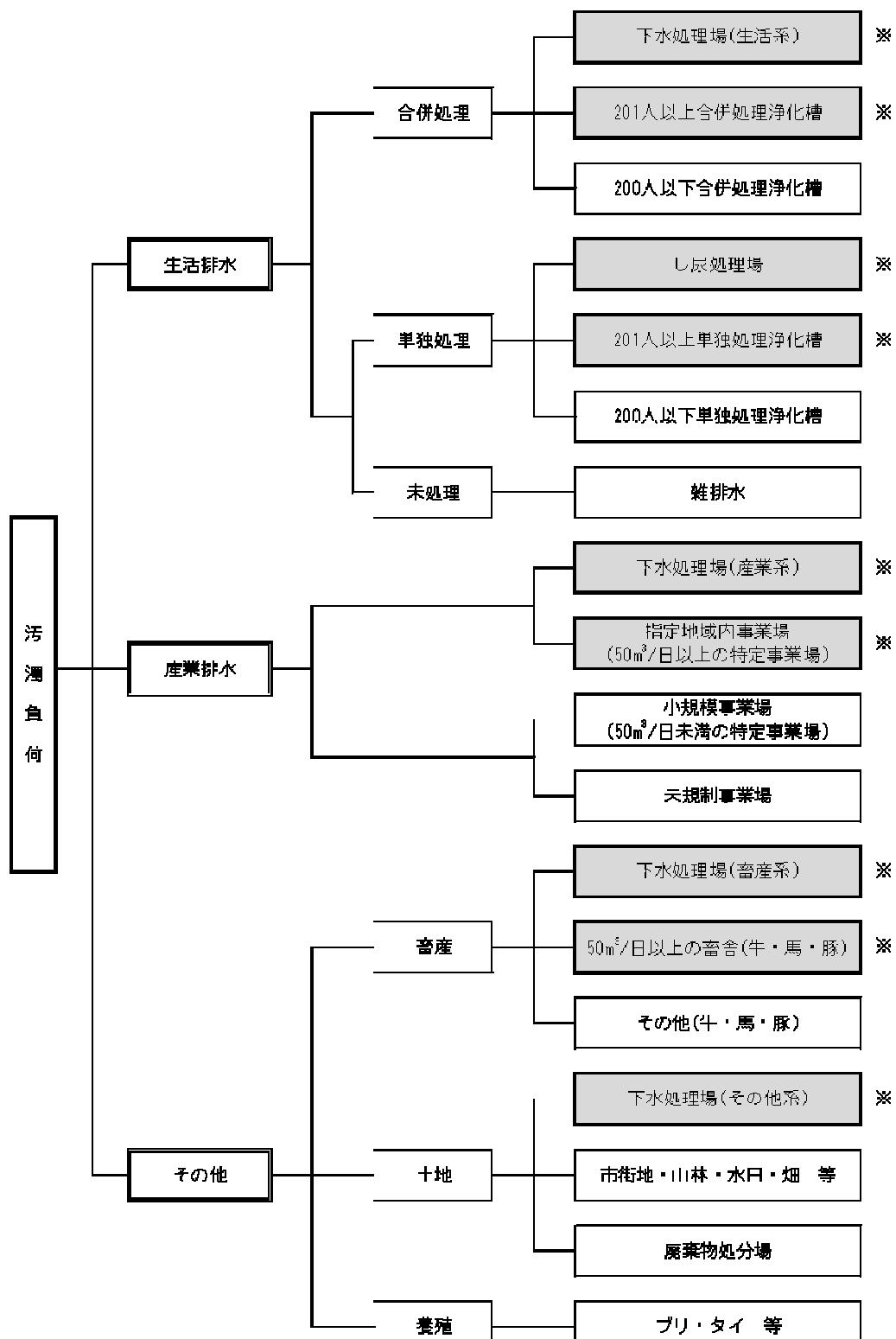


図 3 汚濁負荷の分類

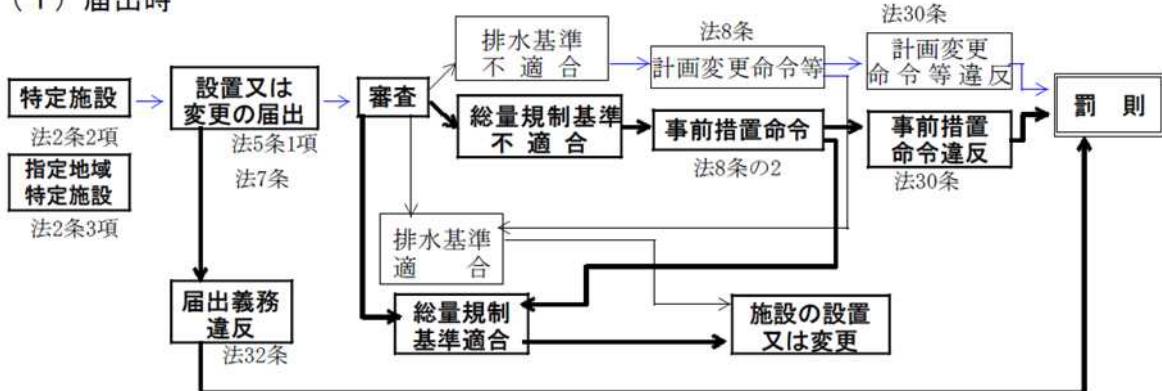
2. 指定地域内事業場に対する総量規制基準の適用

総量規制基準遵守のため、法において以下のような規定が設けられている（図4）。

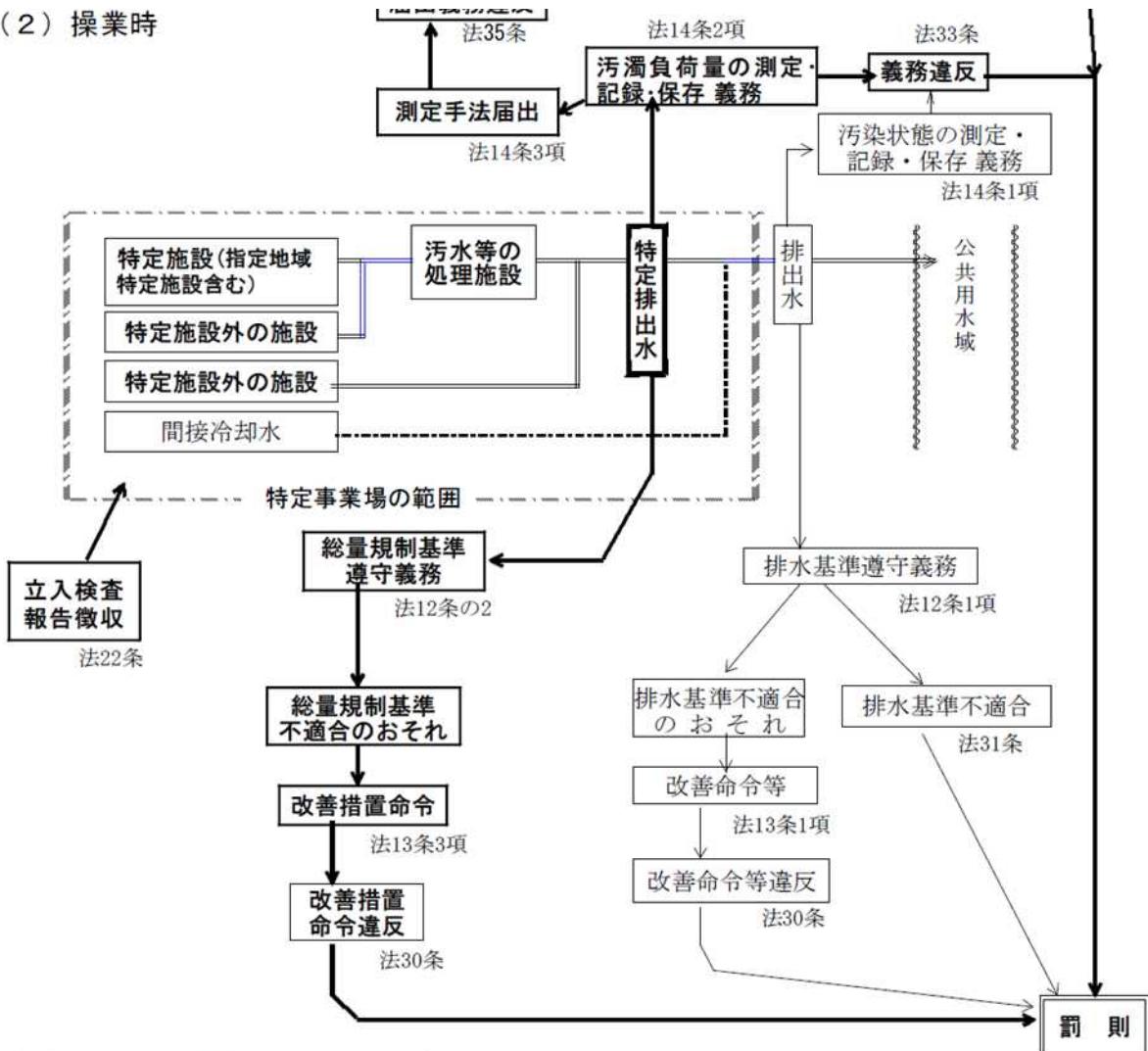
- ・特定施設の設置又は構造等変更の届出及び事前措置命令
- ・総量規制基準遵守義務
- ・汚水の処理方法等の改善命令
- ・汚濁負荷量の測定・記録・保存義務
- ・立入検査・報告徴収

なお、瀬戸内海においては、特定施設の設置又は構造変更等について、原則として届出ではなく、瀬戸内海環境保全特別措置法に基づく許可を要する。

(1) 届出時



(2) 操業時



太字が総量規制基準に関する事項である。